

トピック：第6回ビジネスと人権国連フォーラム参加報告
—2017 The UN Forum on Business and Human Rights— 2017年11月27-29日、ジュネーブ・スイス

2017年11月27日(月)~29日(水)にスイスジュネーブの国際連合欧州本部があるパレ・デ・ナシオンで、第6回ビジネスと人権国連フォーラムが開催され、アジア経済研究所はこれに参加した。フォーラムへは政府、民間企業、市民社会、法律事務所、投資家や投資機関、国連組織、国内人権委員会、労働組合、学術関係者およびメディアから3,000人を超える関係者が集まった。参加者は、3日間で合計60以上開催されるセッションや参加者同士での対話をとおして、2011年に国連人権理事会に承認された『ビジネスと人権に関する国連指導原則』を有効に実行するために様々なイシューや取り組みについて議論した。

実効的な救済手段の実現

今年のメインテーマは、指導原則の第三の柱である、救済へのアクセスをどのように実効的に実現するか(Realizing Access to Effective Remedy)であった。オープニングプレナリーでSurya Deva氏(ビジネスと人権に関する国連ワーキンググループ議長)は、「昨今ビジネスにおける人権尊重を明記した指導原則は、社会基準として広くとして認められており、世界標準となりつつある。政府、市民社会、企業はこの理解の下、指導原則の推進に取り組んでいる。取り組みが実効的なものであることが重要で、そのためには有効で効果的な救済へのアクセスが実装されること、すなわち権利を有するすべての人アクセスし、実際に活用できることが必須である。」と強調した。政府の国別行動計画や企業の人権方針に書かれている救済措置(グリーバンスメカニズム)を有効なものとするために、企業や市民社会など異なる立場からどのように行動すべきか議論された。

非司法的救済制度機能としてのNCP

OECD 多国籍企業行動指針に基づく NCP : National Contact Point は、指導原則に示される救済措置制度のうち、非司法的救済制度として有効である。しかし現状はすべての NCP が効果的に機能しているわけではない。指導原則を実行するためには、NCP を効果的に機能させることが課題である。各国の NCP を活性化さ

せるための NCP ピアレビューの意義、効果、改善点などについて、すでに頻繁に活用されている NCP を有する国が中心となって議論した。NCP ピアレビューは各国 NCP が他国の NCP をレビューし、その成果や強みを明らかにすることにより機能改善の機会となる。

「大学や研究機関、法律家のようなステークホルダーからの協力を得ることでより効果的なレビューになる。」(オーストリア NCP)、「プロセスが存在するだけでは十分でなく、対話の機会が活用されるべきだ。」(フランス NCP)、「NCP の効果的活用には適切なリソース配分が必要だということを政府が認識しなければならない。」(ドイツ、オランダ、ノルウェー各国 NCP)、「カザフスタン等、『国際投資と多国籍企業に関する OECD 宣言』へ新規加入する国に対し、NCP のピアレビューを条件とすべきだ」(CSO)等の発言があった。

地域や国特有の多面的な観点の重要性

国際的に議論される救済措置において、国や地域に特化した多面的な観点は、必ずしも深く考慮されていないことも議論された。グループとしての権利、集団生活の慣習、伝統的な法制度など、歴史や文化的な背景によって形成されたコミュニティや地域の住民生活がある。アフリカ地域の課題とニーズを論じるセッションでは、救済措置を計画し実行する上で、これらの観点が考慮されるべきだと訴えがあった。パネリストは既存の国際的な救済措置にアフリカ特有の文脈を組み込むべきだと主張した。

コミュニティ代表は、「救済措置を受けるために住民達は、まずコミュニティとして政府に登録し、公に認識される必要がある。組織として認識されなければ補償の対象とはならない。組織登録は容易ではなく、補償が受けられない住民が多く存在する。」と、現地の事情を加味しない救済措置のやり方に疑問を投じた。「先住民にとって重要な民族の信仰に関係する土地やシンボルを失った場合、これを救済することは不可能だ。」と救済措置の限界を訴える声が挙がった。さらに権利保持者の能力向上や法整備の必要性等に関して言及された。履行義務所持者の文脈に基づく救済措置では、必ずしも本来救うべき

権利の所有者は救われない。国や地域特有の多面的な観点を考慮した、救済措置が実行されることが真の救済につながることを示された。

各国の国別行動計画(NAP)策定状況

NAPをすでに策定した、あるいは策定のプロセスの途中にある国がそれぞれの状況について報告を行った。在ジュネーブ日本政府代表部志野大使は、日本がNAP策定プロセスを開始したことを述べた。各国のステージは異なるものの、各国NAP策定プロセスの共通点は、異なる複数の省庁から構成されるワーキンググループによって率いられ、彼らのオーナーシップを伴う点、そして民間、CSO、学術機関、労働者組合等のマルチステークホルダーの関与を重視する点であった。救済措置においては、各国からNCPと密接に協力し司法的措置と非司法的措置の両方を検討し、権利保持者が企業による救済措置およびそれ以外の措置へアクセスできるように促しているという点が報告された。

国境を越え取り組まれるビジネスと人権

今回のフォーラムでは、アフリカ地域やASEAN地域に特化した課題を議論するセッションが開催された。国境を越えた取り組みとしては「ASEAN地域におけるCSRと人権に関する戦略」策定の取り組みを議論するセッションが開催された。指導原則の推進は、国として取り組むことは当たり前であり、国境を越えて地域として取り組む課題として深化している。

ティラワ経済特区グリーンバンスメカニズム

今回日本にとって特に重要なパネルは、ミャンマー・ティラワ経済特区におけるグリーンバンスメカニズムの課題を議論するものであった。日本とミャンマーが官民連携で開発する同経済特区におけるグリーンバンスメカニズムの在り方は、指導原則の第三の柱である救済へのアクセスをいかに確保するかという観点から注目されている。本パネルは、ヤンゴン管区政府、JICA、MJTD（特区を運営する合弁会社）、国際NGOそして住民が登壇し、政府、企業、市民社会という、まさにマルチステークホルダーが一堂に会して率直に議論したパネルとして、国連ワーキンググループメンバーから評価され、グリーンバンスメカニズムの進展、経験の蓄積の共有が今後も重要とコメントされた。このパネルで導入が紹介されたThilawa Complaint Management Procedure(TCMP)は、他の経済特区の手本となるべく発展が求められるであろう。

東京オリンピック持続可能な調達コード

アジア経済研究所、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン、EY ジャパン気候変動/サステナビリティ (CCaSS) 主催で「Taking Stock and Reiterating Commitment to Remedy: Embedding Respect for Human Rights in the Tokyo Olympics」(11月29日13:30~14:45会議室XXIII)と題し、2020年東京オリンピック・パラリンピック組織委員会が作成した「持続可能性に配慮した調達コード」を題材として、日本における責任あるサプライチェーンの実現について議論するパネルセッションを開催した。同日午前各国政府代表がNAP策定の進捗についてステートメントを出すセッションにおいて、在ジュネーブ日本政府代表部志野大使は、日本におけるビジネスと人権の進展の顕著な例として同コードの作成をあげ、それをテーマにしたセッションが午後に開催されることを大変嬉しく誇らしく思うと言及した。本フォーラムにおいて唯一日本に特化したセッションであり、約80名の参加を得る関心の高さがうかがえた。

オリンピックなどのメガスポーツイベントにおける人権への侵害は多岐にわたるものであり、国立競技場の建設に関する大手建設会社社員の過労死は対外的に非常に注目を集めている。組織委員会の調達コードは組織委員会の調達に適用されるものであり、国立競技場(国の調達)には適用されない。しかしこれでは対外的には説明できないものであり、日本全体として一貫した取り組みが求められる。



アジ研で行った日本国内外におけるサプライチェーンに関する調査結果は参加者の大きな関心を集めた。日本企業がサプライチェーンにおけるレバレッジの行使において概して受け身であること、そして本社と在外拠点において情報の非対称性があることなどを示すと、日系企業の海外支社の担当者などから納得する調査結果であり、本社を動かす取り組みなどについて質問があった。これらの同分野の一線で活躍する有識者からのフィードバックを得て、それを今後の政策提言活動に生かしたい。

(アジア経済研究所 新領域研究センター
法・制度グループ 山田美和/井上直美)